一　施行者の名称　新潟県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年北陸地方整備局告示第九十二号小千谷都市計画道路事業二・五・十四号片貝環状線他一線
三　事業施行期間　自平成十五年九月十七日至平成二十四年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○北陸地方整備局告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十六日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　新潟県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年北陸地方整備局告示第九十五号長岡都市計画道路事業三・四・百三号見附下新町線
三　事業施行期間　自平成十五年十月十五日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○北陸地方整備局告示第四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十六日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　富山県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年北陸地方整備局告示第四号小矢部都市計画道路事業三・四・八号社内上野本線
三　事業施行期間　自平成十三年二月二十一日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

中部地方整備局長　富田　英治

一(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
三重県三重郡朝日町大字小向字白部子四一番の一から四日市市釆女町字清水二九九八番の一八まで	前	九・六〇～一二・〇〇メートル	一七・四三二キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 九・六〇～一二・〇〇メートル B 一九・五〇～一七・六〇メートル C 九・六〇～一七・六〇メートル	一七・四三二キロメートル 七・六九〇 三・〇八一	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局北勢国道事務所
二(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百五十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
郡上市大和町河辺字尾崎九〇九番一から同市大和町河辺字ミヤノハキ九五六番六まで	前	一六・四〇～二一・八〇メートル	〇〇・二〇四キロメートル
	後	一五・八〇～二〇・六〇メートル	〇〇・二〇四

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	四日市市川北町字墨縄八〇八番三から同市大矢知町字久留倍二二五七番（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局北勢国道事務所
〃	四日市大字羽津字山之奥四六七〇番一から同市垂坂町字肱ヶ谷一八一二番一（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十二年三月二十八日

○中部地方整備局告示第五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十六号	郡上市大和町河辺字榎本八六九番一から同市大和町河辺字ミヤノハキ九六四番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月二十六日

○近畿地方整備局告示第八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十五号及び百六十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
八尾市南太子堂二丁目四番一から同市南太子堂二丁目四番七まで	前	一一・〇三～一一・〇八メートル	〇〇・〇七二キロメートル
	後	一二・六九～一四・二五	〇〇・〇七二

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十五号	八尾市南太子堂二丁目四番一から同市南太子堂二丁目四番七まで	近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月二十六日